



各 位 殿

平成19年10月23日

日タイ協定発効に伴い原産地証明書の原本が必要に

来月11月1日より日タイ経済連携協定が発効することに伴いタイを原産地とする貨物に付き特惠税率の適用を受けるためにはタイ協定原産地証明書の提出が必要となります。

これまで一般特惠税率の適用対象となっている物品については特惠原産地証明書(= Form A)を提出することにより特惠税率で輸入することができましたが、日タイ協定が発効する本年11月1日以降はほとんどの物品が一般特惠税率の適用対象から外れるため、これまでの様に Form A を提出しても従来の特惠税率を受けることができません。

適用対象から除外されたものについては同協定に基づくタイ特惠税率の適用が可能となるため、所定のタイ協定原産地証明書を入手した上で輸入申告を行うことにより特惠税率で輸入することができます。またこれまでの一般特惠関税と同様に積送条件(原則日本に直接輸送されること)も満たしていなければならないため、通し船荷証券の写しなどとあわせて税関に提出する必要があります。同協定によりタイ特惠税率の適用対象となる品目についてはこれまでの一般特惠税率の適用対象品目全3,553品目に対して全7,985品目となっております。しかしその内の80品目については一般特惠税率の適用対象品目ではありますがタイ特惠税率の適用がありません。従って例外的にこの80品目について輸入する場合はこれまで通りForm A を入手する必要があります。

また、これまで特惠税率を適用するにあたり Form A の提出が不要とされてきた物品(所謂C特惠)についても11月1日以降はタイ協定原産地証明書の原本が必要となります。ただし少額貨物(課税価格の総額が20万円以下の物品)についてはこれまでの一般特惠関税と同様に原本の提出は免除されます。

尚、協定発効前に船積みされた貨物については仮に10月中に本邦に到着し予備申告された貨物であっても輸入申告が11月1日以降に行われるのであればタイ協定原産地証明書の提出が必要となります。この場合税関に提出猶予の申し出を行い、BP(許可前引取りの承認)を受けることにより貨物を引き取ることが出来ます。原産地証明書の原本は後日税関に提出することとなります。

各荷主様におかれましては特にこれまで原産地証明書の提出が不要であった貨物についても原本をご用意頂くこととなりますのでご理解頂くと同時に現地に対しては取得すべき原産地証明書が替わる旨十分ご説明頂きますようお願い申し上げます。

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372 ~ 3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>